

三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電池（以下「発電システム等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において町がその費用の一部を補助することにより、新エネルギー導入の促進及び温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、三芳町補助金の交付に関する規則（昭和52年三芳町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅用太陽光発電システム」とは、住宅において太陽光を利用して発電を行うシステムで、次に掲げる要件をすべて備えたものとする。

- (1) 財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているものであること。
- (2) 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結（発電システムによる発電量のうち、住宅における使用量を超える余剰電力が生じた場合に、これを商用電力に送電できるように当該発電システムを商用電力と連結させていることをいう。）をしていること。
- (3) 電力会社と電灯契約（電灯又は小型機器を使用する需要に関する契約をいう。）を締結していること。
- (4) 未使用品であること。
- (5) 住宅の屋根等への設置に適しているものであること。

2 この要綱において「定置用リチウムイオン蓄電池」とは、繰り返し電気を蓄えるもので、次に掲げる要件をすべて備えたものとする。

- (1) 太陽光発電等により発電した電力又は夜間電力などを利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること。
- (2) 設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であること。
- (3) 当該年度に購入及び設置をしたものであること。
- (4) 未使用品であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えているものとする。

- (1) 町内の既存住宅、新築住宅、すでに住宅用太陽光発電システムが設置された建売住宅（併用住宅の場合、住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。）に電力を住宅に供給する目的で、1キロワット以上の発電システムを設置する者であること。
- (2) 前号の住宅に自ら居住する者若しくは申請年度内に町内に居住する予定の者であり、当該地において住民基本台帳又は外国人登録原票に記載されている者であること。
- (3) 発電システム等を設置する建築物及び建築物の敷地等に建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等の違反がないこと。
- (4) 町税等を滞納していないこと。
- (5) 補助金の交付は、一の住宅につき1回を限度とする。

（補助金の額）

第4条 交付する補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 5万円
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池 5万円

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、既存住宅及び新築住宅においては、発電システム等設置工事の着工前、すでに発電システム等が設置された建売住宅においては、入居する前までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書、住宅売買契約書又は見積書の写し
- (2) 住宅用太陽光発電システムの最大出力が確認できる書類の写し。ただし、前号に掲げる書類の写しで確認できる場合は省くことができる。
- (3) 設置場所を示した地図（縮尺1,500分の1程度）
- (4) 設置工事着工前の現況写真（すでに発電システム等が設置された建売住宅の場合は除く。）
- (5) 町税等の納税証明書又は非課税証明書

(6) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、当該年度の2月末日とする。ただし、町長が必要と認める場合は、提出期限を変更することができる。

(受付及び交付決定)

第6条 町長は、申請書の受付を先着順に行うものとする。

2 町長は、受け付けた申請書に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、申請書の受付を停止することができる。

3 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者の当該交付の可否を通知するものとする。

4 町長は、交付決定を行うときに条件を付することができる。

(変更及び中止)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）

は、補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金変更決定通知書（様式第4号）により補助申請者に通知するものとする。

3 補助対象者は、発電システムの設置を中止し、又は廃止する場合は、速やかに三芳町住宅用太陽光発電システム等設置中止・廃止届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(請求及び実績報告)

第8条 補助対象者は発電システム等の設置が完了した日から起算して30日を経過する日又は発電システム等の設置が完了した日の属する年度の3月末日のいずれかの早い日までに、三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金実績報告書（様式第6号。以下「報告書」という。）及び三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 発電システム等に要した経費に係る領収書及び内訳書の写し

(2) 発電システム等の保証書の写し

- (3) 発電システム等設置完成写真
- (4) 電力会社との系統連結に伴う電力受給契約書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 第3条第2号に規定する者のうち、申請年度内に町内に居住する予定の者は、住民基本台帳又は外国人登録原簿に登録後に請求を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による請求書及び報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付条件に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金返還命令書(様式第8号)により、補助対象者に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(協力)

第12条 町長は、補助対象者に対して、必要に応じて発電システム等に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。